

## ◆わがまち特例

わがまち特例とは、地方税法の定める範囲内で、特例措置の内容を市町村の条例で定めることができる仕組みです。主に次の資産に対する特例措置があります。

対象資産	取得時期
<b>汚水または廃液処理施設</b> 特例率：3分の1 【例】油水分離装置、汚泥処理装置	平成30年3月31日まで (2年間延長)(※1)
<b>大気汚染防止法の指定物質排出抑制装置</b> 特例率：2分の1 【例】ドライクリーニング機(テトラクロロエチレン溶剤)に係る活性炭吸着回収装置	
<b>下水道除外施設</b> 特例率：4分の3 【例】油水分離装置、中和装置	
<b>土壌汚染対策法の指定物質排出抑制装置</b> 特例率：2分の1 【例】ドライクリーニング機(フッ素溶剤)に係る活性炭吸着回収装置	平成31年3月31日まで
<b>太陽光・風力発電設備</b> 特例率：3分の2(3年間) ※平成30年3月31日までに取得 →(太陽光)再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金の対象設備に限る ※平成30年4月1日以降取得 →一定の出力要件を満たすこと(太陽光：1000kW以上)	平成30年3月31日まで (3年間延長)(※1)
<b>水力・地熱・バイオマス発電設備</b> 特例率：2分の1(3年間) ※平成30年4月1日以降取得 →一定の出力要件を満たすこと	平成30年3月31日まで
<b>ノンフロン製品</b> 特例率：4分の3(3年間) 【例】CO2ショーケース、空気冷凍システム	平成31年3月31日まで
<b>企業主導型保育事業に係る固定資産</b> 特例率：3分の1(5年間)	取得時期の定めなし
<b>家庭的保育事業／居宅訪問型保育事業／事業所内保育事業(利用定員が1人以上5人以下)の用に直接供する家屋および償却資産</b> 特例率：3分の1	取得時期の定めなし

(※1)平成30年度税制改正により延長予定  
◆特例率は変更になる場合があります

### 固定資産税 評価替え

# 3年に1度

だからです。

評価替えて？

固定資産税を決めるもとになる評価額が適正な時価となるよう定期的に見直しをする制度です。

次は平成30年度です

### 土地

3年ごとに土地を鑑定評価しています。(途中で下落があれば反映します)

### 家屋

3年ごとに一定の割合で減価されます。(最低2割まで)

注：建築物価により計算されるため、減価率が少なくなることもあります

**家屋が年々老朽化しているのに評価額が下がらないのはなぜですか？**

家屋の評価額は、評価の対象となった家屋と同一のものを、評価替えの時点においてその場所に新築するとした場合に必要とされる建築費(再建築価格)に、家屋の建築後の年数の経過によって通常生ずる損耗の状況による減価などをあらかわした「経年減点補正率」を乗じて求められます。そのため、建築物価が上昇すると減価率が少

**昨年住宅を取り壊したら、昨年度に比べて土地の固定資産税が上がりました。なぜですか？**

土地に一定要件を満たす住宅があるとして「住宅用地に対する課税標準の特例」が適用され、固定資産税が減額されます。しかし、住宅を取り壊して更地にしたり、住宅を住宅以外の用途に変更したりすると、特例の適用から外れることになり、土地の固定資産税は上がります。

### 固定資産税 評価替え

固定資産税 応援キャラクター ひょうがカエルと申します。

チャームポイントは100%の睡眠と1.5倍の当社比です。

お腹の3のマーク

その謎については次を「賢く」ください！

実は、3の数字は、3の数字の数字が、原単位として平成32年度まで据え置かれることになり、土地については地価に下落傾向が見られる場合には、据え置き年度でも簡易な方法で価格

これは、3の数字の数字が、原単位として平成32年度まで据え置かれることになり、土地については地価に下落傾向が見られる場合には、据え置き年度でも簡易な方法で価格

### 鳥取市の固定資産税を応援します！

ほくほく

こぼれもん

鳥取砂丘

ガビエルが

そして、ワタシが相棒の

あ、

# 【特集】 固定資産税

ご存知ですか？

**平成30年度は固定資産税の評価替えの年です**

固定資産税は、毎年1月1日に、土地、家屋、償却資産を所有している人が、その固定資産の評価額を元に算定された税額を市町村に納めていただく税金です。土地・家屋の評価額については、資産価格の変動に対応するため、3年ごとに均衡のとれた適正な価格に見直しを行います。これを「評価替え」といいます。平成30年度はこの「評価替え」の年にあたります。

**新築住宅に対する減額措置**

新築された住宅は、一定の面積要件を満たすものについて、固定資産税が2分の1に減額されます。減額の対象となるのは、新築された住宅用の家屋のうち住居として用いられている部分で、床面積は120平方メートル以下となります。減額される期間は、次のとおりです。

◆一般の住宅：新築後3年度分(3階建以上の中高層耐火住宅等は5年度分)

◆長期優良住宅：新築後5年度分(3階建以上の中高層耐火住宅等は7年度分)

課税標準	課税標準
0857-20-3421	0857-20-3422
0857-20-3423	0857-20-3424
0857-20-3401	